

総社市消防訓令第1号

消 防 本 部
消 防 署

総社市火災予防違反処理規程（平成17年総社市消防訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

総社市消防長 中山利典

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）を当該移動別表に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び総社市火災予防条例（平成17年総社市条例第214号。<u>以下「条例」という。</u>）に関する違反（以下「違反」という。）の処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公示)</p> <p>第10条 消防長又は消防署長は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項及び第4項、<u>第8条の2第5項及び第6項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項及び第2項、第36条第1項において準用する第8条第3項及び第4項並びに第8条の2第5項及び第6項</u>の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び総社市火災予防条例（平成17年総社市条例第214号）に関する違反（以下「違反」という。）の処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公示)</p> <p>第10条 消防長又は消防署長は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項及び第4項、<u>第8条の2第3項及び第17条の4第1項</u>の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識を設置するとともに、次の方法により公示しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>は当該防火対象物のある場所へ標識を設置するとともに、次の方法により公示しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 2及び3 略</p> <p>(違反処理の経過) 第25条 略</p> <p>(違反行為に対する報告等) 第26条 消防長は、危険物取扱者又は消防設備士が、法又は法に基づく命令の規定に違反していると認める場合は、危険物取扱者にあつては危険物取扱者違反処理報告書、消防設備士にあつては消防設備士違反処理報告書に<u>関係書類を添付して、岡山県知事に報告するものとする。</u></p> <p>2 消防長は、前項の規定による報告を行った場合は、当該違反を行った者に対し、<u>違反事項通知書を交付するものとする。</u></p> <p>別表第1 (第4条関係) (別紙のとおり)</p> <p>別表第2 (第4条関係) (別紙のとおり)</p> <p>別表第3 (第8条関係) 聴聞の機会が 法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消し</p>	<p>(1)及び(2) 略 2及び3 略</p> <p>(違反処理の経過) 第25条 略 <u>(免状返納命令該当事項の通知)</u> 第26条 消防長は、違反の内容が危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準(平成6年消防危第83号)及び消防設備士免状の返納命令に関する運用基準(平成12年消防予第67号)から判断して、<u>法第13条の2第5項に規定する危険物取扱者免状又は法第17条の7第2項に規定する消防設備士免状の返納命令に該当すると認めたときは、免状交付知事に対し、その事実を通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の通知は、危険物取扱者にあつては危険物取扱者違反処理通知書、消防設備士にあつては消防設備士違反処理通知書にそれぞれ関係書類を添えて行うものとする。</u></p> <p>別表第1 (第4条関係) 略</p> <p>別表第2 (第4条関係) 略</p> <p>別表第3 (第8条関係) 聴聞の機会が 法第8条の2の3第6項に基づく特例認定の取消し</p>

改正後		改正前	
付与される不利益処分	法第 12 条の 2 第 1 項に基づく許可の取消し 法第 13 条の 24 に基づく命令 <u>法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 6 項に基づく特例認定の取消し</u>	付与される不利益処分	法第 12 条の 2 第 1 項に基づく許可の取消し <u>法第 13 条の 2 第 5 項に基づく命令</u> 法第 13 条の 24 に基づく命令 <u>法第 17 条の 7 第 2 項に基づく命令</u>
別表第 4（第 8 条関係）		別表第 4（第 8 条関係）	
弁明の機会が 付与される不利益処分	法第 5 条第 1 項に基づく命令 法第 5 条の 2 第 1 項に基づく命令 法第 5 条の 3 第 1 項に基づく命令 法第 8 条第 4 項に基づく命令 <u>法第 8 条の 2 第 6 項に基づく命令</u> <u>法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 4 項及び</u> <u>法第 8 条の 2 第 6 項に基づく命令</u> 法第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づく命令 法第 14 条の 2 第 3 項に基づく命令	弁明の機会が 付与される不利益処分	法第 5 条第 1 項に基づく命令 法第 5 条の 2 第 1 項に基づく命令 法第 5 条の 3 第 1 項に基づく命令 法第 8 条第 3 項及び第 4 項に基づく命令 法第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づく命令 法第 14 条の 2 第 3 項に基づく命令

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

違反項目	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	
1	屋外における火災予防に危険な行為等（法第3条第1項）	次の行為若しくは物件で火災の予防に危険であると認められるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの	火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第3条第1項第1号）			
		残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第3条第1項第2号）				
		危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理（法第3条第1項第3号）				
		放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去（法第3条第1項第4号）				
2	防火対象物における火災予防に危険な行為等（その1）（法第5条第1項）	火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第5条第1項）	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等（法第5条の2第1項）
		消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条第1項）	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等（法第5条の2第1項）
3	防火対象物における火災予防に危険な行為等	法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても	使用禁止命令等（法第5条の2第1項第1号）				

	(その2) (法第5条の2第1項)	当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合					
		法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第2号)				
			警告	警告事項不履行のもの	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第2号)		
4	防火対象物における火災予防に危険な行為等(その3)(法第5条の3第1項)	次の行為若しくは物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの	火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備(法第5条の3第1項)	一次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)	
		残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末(法第5条の3第1項)	一次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)		
		危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理(法第5条の3第1項)	一次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)		
		放置され、若しくはみだりに存置された物件(危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件を除	物件の整理又は除去(法第5条の3第1項)	一次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)		

5	防火管理関係違反 (法第8条第1項)	防火管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第8条第3項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
		防火管理業務不適正	消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
			消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
		消火、通報及び避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)	
		消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検、整備未実施等		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
		火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	火気使用器具、電気器具等の管理	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
			指定場所における喫煙等の制限	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
		避難又は防火上必要な構造		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第	二次措置が不履行	使用禁止命令等(法

			及び設備の管理不適正		もの	8条第4項)	で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	第5条の2第1項第1号)
			劇場等の定員管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
6	統括防火管理関係違反(法第8条の2第1項)	統括防火管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令(法第8条の2第5項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
		統括防火管理業務不適正	全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
			全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
			避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
7	防火対象物点検報告(法第8条の2の2及び第8条の2の3)	防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの		表示の除去又は消印を付すことの命令(法第8条の2の2第4項)				
		防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている又は当該表示と紛らわしい表示がされているもの		表示の除去又は消印を付すことの命令(法第8条の2の3)				

			第8項)				
		偽りその他不正な手段により防火対象物点検の特例認定を受けたことが判明したもの	法第8条の2の3第1項による認定の取消し(法第8条の2の3第6項)				
		法第5条第1項, 第5条の2第1項, 第5条の3第1項, 第8条第3項若しくは第4項, 第8条の2第5項若しくは第6項, 第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの	法第8条の2の3第1項による認定の取消し(法第8条の2の3第6項)				
		法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの	法第8条の2の3第1項による認定の取消し(法第8条の2の3第6項)				
8	自衛消防組織の設置に関する違反(法第8条の2の5第1項)	自衛消防組織が未設置であるもの	警告	警告事項不履行のもの	設置命令(法第8条の2の5第3項)	二次措置が不履行で, かつ, 3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
9	消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反(法第17条第1項又は第3項)	消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの	警告	警告事項不履行のもの	設置命令, 改修命令又は維持命令(法第17条の4第1項又は第2項)	二次措置が不履行で, かつ, 3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)
10	防災管理関係違反(法第36条第	防災管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令(法第36条第1項において準用する		

	1 項において準用する法第 8 条第 1 項)				法第 8 条第 3 項)			
		防災管理業務不適正	防災管理に係る消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 4 項)		
			防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 4 項)		
		避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 4 項)			
11	統括防災管理関係違反 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2)	統括防災管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 5 項)		
		統括防災管理業務不適正	防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 6 項)		
			防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 6 項)		
12	防災管理点検報告 (その 1) (法第 36	防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第 36 条第 1					

<p>条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 及び法第 8 条の 2 の 3)</p>		項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 4 項)				
	偽りその他不正な手段により防災管理点検の特例認定を受けたことが判明したものの	法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 1 項による認定の取消し (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 6 項)				
	法第 5 条第 1 項, 第 5 条の 2 第 1 項, 第 5 条の 3 第 1 項, 第 8 条第 3 項若しくは第 4 項, 第 8 条の 2 第 5 項若しくは第 6 項, 第 8 条の 2 の 5 第 3 項, 第 17 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項, 第 36 条第 1 項において準用する第 8 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 条の 2 第 5 項若しくは第 6 項の規定による命令がされたもの	法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 1 項による認定の取消し (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 6 項)				
	法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号に該当しなくなったもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第 36 条第 6 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 4 項)				
	防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず, 防災管理点検の特例認定の表示がされている又は当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第 36 条第 6 項におい				

			て準用する法第 8 条の 2 の 2 第 4 項)				
13	防災管理点検報告 (その 2) (法第 36 条第 5 項において準用する法第 8 条の 2 の 2)	防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第 36 条第 3 項の表示が付されている又は当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第 36 条第 6 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 4 項)				
		防火対象物点検及び防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第 36 条第 4 項の表示が付されている又は当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第 36 条第 6 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 4 項)				

別表第2（第4条関係）

違反項目		一次措置		二次措置		三次措置		四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
1	危険物の無許可貯蔵又は取扱い（法第10条第1項）	危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの (2) 製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの	除去命令又は禁止命令（法第16条の6）						
		製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第16条の6）				

		100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの							
2	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反（法第10条第3項）	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害発生危険又は災害拡大危険が著しく大きいもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項及び第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）				
		製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、溢れ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項及び第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）		
		法第11条第1項の規定による許可若しくは法	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第11条の5第1項及び第2項）	除去命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）		

		第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの							
3	製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第11条第1項）	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているものうち、法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きいもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第1号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第1号）				
4	製造所等の完成検査前使用（法第11条第5項）	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	警告事項不履行のもの又は移動タンク貯蔵所の常置場所変更許可	使用停止命令（法第12条の2第1項第2号）	使用停止命令不履行のもので、法第10条第4項の基準に適合し	許可の取消し（法第12条の2第1項第2号）		

		の		可に伴う 完成検査 合格前使 用以外の もの		ていない もの			
5	製造所等 の位置, 構造又は 設備に関 する基準 違反(法 第12条第 1項)	法第10条 第4項の 基準に適 合してい ないもの で、火災 等の災害 発生危険 が著しく 大きなもの	基準適合 命令(法 第12条第 2項)	基準適合 命令不履 行のもの	使用停止 命令(法 第12条の 2第1項第 3号)	使用停止 命令不履 行のもの	許可の取 消し(法 第12条の 2第1項第 3号)		
		法第10条 第4項の 基準に適 合してい ないもの (上欄の 場合を除 く。)	警告	警告事項 不履行の もの	基準適合 命令(法 第12条第 2項)	基準適合 命令不履 行のもの	使用停止 命令(法 第12条の 2第1項第 3号)	使用停止 命令不履 行のもの	許可の取 消し(法 第12条の 2第1項第 3号)
6	製造所等 の緊急使 用停止等 (法第12 条の3)	製造所等 又はその 近隣にお いて、火 災、爆発 等の事故 が発生し たことよ り、当該 製造所等 の使用が 災害発生 上極めて 危険な状 態であると 認められ るもの	使用停止 命令又は 使用制限 命令(法 第12条の 3第1項)						
7	製造所等 における 危険物保 安監督者 の未選任 等(法第 13条第1 項及び第 3項)	危険物保 安監督者 を選任し ていない もの又は 危険物保 安監督者 を選任し ているが 職制上の 事由等か	警告	警告事項 不履行の もので、 当該違反 状態が長 期間継続 するなど 内容が悪 質なもの	使用停止 命令(法 第12条の 2第2項第 3号)				

		ら必要な保安監督業務が行われていないもの							
		危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告						
8	危険物保安監督者の法令違反等	危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより、免状返納命令を受けたもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）				
		危険物保安監督者に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上、特に支障があるもの	警告	警告事項不履行のもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）		
		危険物保安統括管理者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより、著しく公共危険を発生させたもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）				

		の 危険物保安統括管理者の遵法精神が著しく欠如しているもの	警告	警告事項不履行のもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）		
9	予防規程未作成等（法第14条の2）	予防規程を定めなければならないにもかかわらず、作成していないもの	警告						
		予防規程に定められているものうち、内容を変更すべき事由が生じたにもかかわらず、変更を怠っているもの	警告	警告事項不履行のもの	変更命令（法第14条の2第3項）				
		予防規程に定められた内容を遵守していないもので、災害発生危険があるもの又は災害が発生したもの	警告						
10	特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施（法第14条の3第1項及び第2項）	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第4号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第4号）		
11	製造所等の定期点検未実施	定期点検を未実施のもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の		

	等（法第14条の3の2）			ち、法第10条第4項の基準に違反しているもので、火災等の災害危険があるもの又は火災が発生した場合に延焼拡大危険があるもの	2第1項第5号)		2第1項第5号)		
		点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警告						
12	危険物の運搬に関する基準違反（法第16条）	危険物の運搬基準に違反しているもの	警告						
13	移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送（法第16条の2第1項）	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	警告						
14	製造所等における事故発生時の応急措置未実施（法第16条の3第1項）	製造所等における流出事故等に際し、関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険	応急措置実施命令（法第16条の3第3項及び第4項）						

		物の除去 その他の 応急措置 を講じて いないもの							
15	少量危険物（動植物油類を除く。）の貯蔵又は取扱いの基準違反（条例第30条及び第31条）	条例に規定する位置、構造又は設備の技術上の基準に適合しないもので、出火危険の大なるもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第3条第1項第3号、第5条第1項又は第5条の3第1項）	二次措置が不履行で、かつ、別表第1の3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等（法第5条の2第1項）		
		貯蔵若しくは取扱いの場所でみだりに火気又は火源となるものを使用しており、火災発生危険の大なるもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第3条第1項第3号、第5条第1項又は第5条の3第1項）	二次措置が不履行で、かつ、別表第1の3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等（法第5条の2第1項）		
16	指定可燃物及び動植物油類の貯蔵又は取扱いの基準違反（条例第33条～第34条の2）	条例に規定する位置、構造又は設備の技術上の基準に適合しないもので、出火危険の大なるもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第3条第1項第3号、第5条第1項又は第5条の3第1項）	二次措置が不履行で、かつ、別表第1の3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等（法第5条の2第1項）		
		貯蔵若しくは取扱いの場所でみだりに火気又は火源となるものを使用しており、火災発生危険の大なるもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第3条第1項第3号、第5条第1項又は第5条の3第1項）	二次措置が不履行で、かつ、別表第1の3の項の適用要件に該当する場合	使用禁止命令等（法第5条の2第1項）		

		なるもの							
--	--	------	--	--	--	--	--	--	--